

<新羽小学校いじめ防止基本方針>

策定日 平成26年3月31日
改定日 平成30年2月23日

いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめを防止するための基本的な方向性

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人とのかかわりの中で自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いに認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己表現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わされるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子どもたちにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める必要がある。

(3) 新羽小学校いじめ防止基本方針の目的

- いじめを未然に防止するため、児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- いじめの早期発見のために、「いじめを許さない・見逃さない」環境や雰囲気づくりに努める。
- いじめの早期発見のために、組織的な対応を行い、さまざまな手段を講じる。
- 当該児童の安全を保障するとともに、学校内に限らず各種団体や専門家と協力して対応していけるよう、相談体制・指導体制の充実を図る。

組織の設置及び組織的な取組

(1) いじめ防止対策委員会の設置

- 「いじめ防止対策委員会」は常設委員会と臨時委員会の二種からなるものとする。
- 常設委員会は、定例の創る会終了後に行い、いじめ事案の経過報告、指導方針の再検討、進捗管理を行う。構成員は、学校長・副校長・教務主任・児童支援専任・各学年主任・養護教諭とする。
- 臨時委員会の構成員は、学校長・副校長・児童支援専任・担任及び当該学年担任とする。必要に応じて、養護教諭・特別支援コーディネーター・学校カウンセラー・外部の専門家等の参加を求めることもある。

(2) いじめ防止対策委員会の役割

- いじめ事案に対しては、いじめ防止対策委員会が中核となり、組織的に取り組む。
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報収集と記録、共有をする際の中核となる。
- いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、保護者との連携等の対応を組織的に実施する。

いじめ防止及び早期発見のための取組

(1) いじめの未然防止への取組～いじめが起こらない学級・学校づくり～

自己有用感を育てる

- 全ての児童が参加、活躍できる授業、行事を考えて、自尊感情・自己有用感を育てる。
- 異学年交流等を通して、児童が人と関わる喜びや大切さに気づき、互いに関わりながら絆づくりを進め、「他人の役に立っている」「他人から認められている」といった自己有用感を獲得させる。

規律を守る

- 「社会で許されないことは学校でも許されない。」「自分がされて嫌なことは人にはしない。」を各学級で指導し、家庭と協力してルールを守る子どもを育成する。
- 「授業開始時刻には着席して準備をする。」「当番・係活動は責任をもって行う。」「他者を傷つける言動はしない。」等の基本的なきまりが守れる学級づくりをする。

(2) いじめの早期発見

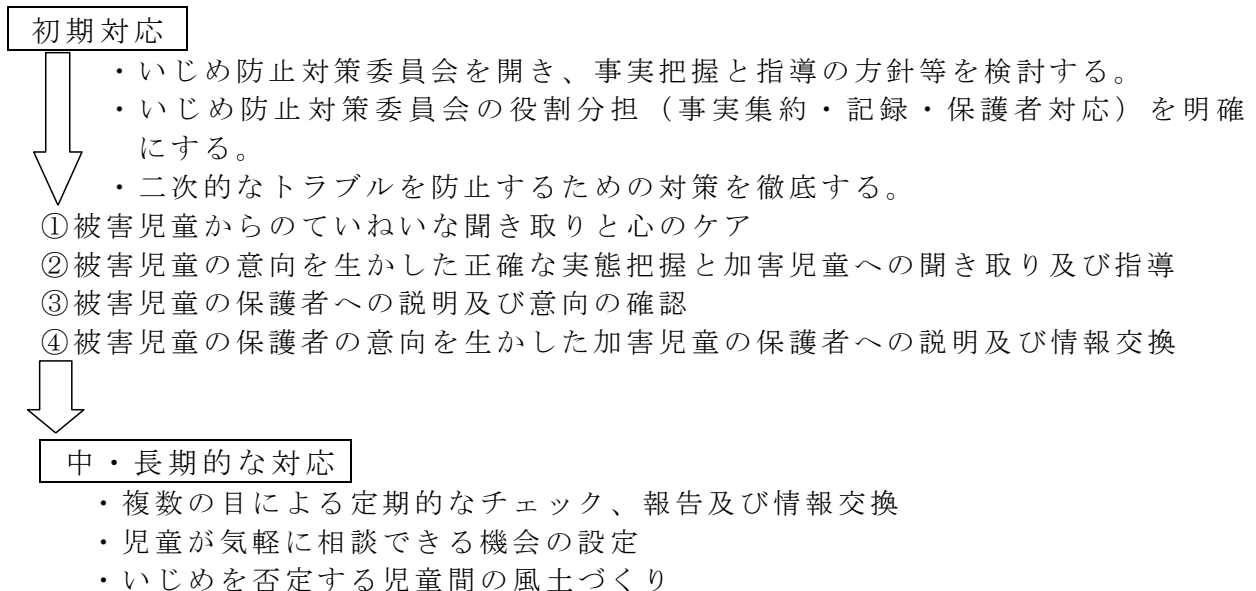
いじめは、早期に発見することが早期解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努める。いじめは、教師や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、児童に関わる全ての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切である。

(3) いじめに対する措置

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に迅速に対応することが大切である。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを優先に指導を行い、解決に向けて学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て継続的に見守る必要がある。

【学校がいじめを認知したときの組織対応の流れ】



(4) いじめの解消

《いじめの解消の条件》

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

(5) 研修の実施

児童理解やいじめ防止、早期発見、対応力の向上に向けた研修を実施し、教職員の資質能力の向上を図る。

(6) 学校運営協議会等の活用

保護者や地域住民が学校運営に参画する「まちとともに歩む学校づくり懇話会」や青少年の健全育成を目指す「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

(7) いじめ防止のための取組年間計画

- | | |
|----|---|
| 4月 | 前年度からの引き継ぎ等新年度児童の情報収集・実態把握、「新羽小のきまり」の確認、常設委員会発足 |
| 5月 | クラスの実態把握 |
| 6月 | 生活ふり返りアンケート実施・教育相談 |

7月	「子どもの社会的スキル横浜プログラム」アンケート実施
8月	児童理解研修
9月	夏季休業明け情報収集・実態把握
11月	いじめアンケート実施・教育相談、今年度の取組の見直し
12月	生活ふり返りアンケート実施、人権週間実施
3月	学級編制等次年度に向けた引き継ぎ

重大事態への対処

(1) 重大事態の意味（法 28 条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」については

- | | |
|------------------|-----------------|
| ○児童が自殺を企図した場合 | ○身体に重大な傷害を負った場合 |
| ○金品等に重大な被害を被った場合 | ○精神性の疾患を発症した場合 |

などのケースが想定される。

「相当の期間」については、国の基本方針では、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、状況や状態等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査する。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態であると思われる案件が発生した場合には、速やかに教育委員会、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。

(3) 重大事態の調査

事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態の対処や同種の事態の発生防止を図る。

(4) 調査結果の提供および報告

いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供や調査結果の報告を行う。また、事案によっては、学年及び学校すべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配付や緊急保護者会の開催を実施する。

いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。必要があると認められる際には、「新羽小学校いじめ防止基本方針」を改定し、改めて公表する。